

福井県警察本部訓令第26号

本 部
警察学校
警 察 署

地方警務官の勤務時間等に関する訓令を次のように定める。

平成22年3月24日

福井県警察本部長 佐野 淳

地方警務官の勤務時間等に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、地方警務官の勤務時間、休暇等についての委任に関する訓令（平成6年警察庁訓令第14号）に基づき、福井県警察に勤務する地方警務官（以下「職員」という。）の勤務時間等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間等)

第2条 職員の週休日は、日曜日及び土曜日とする。

2 職員の勤務の開始及び終了の時刻並びに休憩時間は、次の表に定めるとおりとする。

勤務の開始及び終了の時刻	休憩時間
開始時刻 午前8時30分	午後0時から午後1時まで
終了時刻 午後5時15分	

3 本部長は、必要により前項に規定する勤務開始時刻、勤務終了時刻及び休憩時間を繰り下げ、又は繰り上げることができる。

(手続等)

第3条 職員の勤務時間、休暇等の手続等については、警察庁職員の服務に関する訓令（昭和34年警察庁訓令第4号）の規定に準じて取り扱うものとする。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。